

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人日本医科大学寄附行為第37条の規定に基づき、役員報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員区分)

第2条 この規程における役員区分は、理事長、常務理事、理事及び監事とする。

(役員報酬)

第3条 役員報酬は年額とする。

2 前項の金額は、別表に定める。

(役員報酬の決定)

第4条 役員報酬は、社会通念に基づき相当な額とし、役員区分に応じ、別表に定める金額の範囲内で、理事会の承認を経て、理事長が決定する。役員報酬年額を改定する場合についても同様とする。

(役員報酬の支給方法)

第5条 役員報酬は、前条により決定した年額を12で除した額（以下「報酬月額」という。）を毎月23日に支給する。23日が休日の場合は、直前の金融機関営業日に支給する。

2 役員報酬は、役員に就任した日の属する月より支給を開始し、退任した日の属する月まで支給する。

3 第1項の報酬月額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額が50銭未満の場合は切り捨てた額を、50銭以上の場合は切り上げた額を報酬月額として支払う。

4 役員報酬の支給に当たっては、所得税等法定の控除を行う。

(役員報酬の減額及び一時停止)

第6条 役員が3カ月に亘り役員職務を行うことができない状況になった場合は、3カ月を経過した月以降職務に復帰する月の前月までの期間において、報酬月額を減額又は一時停止することがある。

2 前項により報酬月額を減額又は一時停止する場合、その期間及び減額率は、理事会の承認を経て、理事長が決定する。

(職員である理事の役員報酬の支給)

第7条 職員である理事（理事長及び常務理事に限る。）の報酬月額は、第5条第1項及び第3項により算出された報酬月額から当該理事の職員として支給される給与の月額を控除した額を役員報酬として支払うものとする。

(事務)

第8条 この規程に関する事務は、秘書室が行う。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事長を経て理事会の議決を必要とする。

付 則

- 1 この規程は、昭和59年4月1日より施行する。
- 2 この規程は、昭和62年4月1日より一部改定(別表)施行する。
- 3 この規程は、昭和62年6月1日より一部改定(別表)施行する。
- 4 この規程は、昭和63年4月1日より一部改定施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日より一部改定(別表)施行する。

附 則

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表

| 役職名 | 年 額 |
|---------|-------------------------------|
| 理事長 | 20,400,000 円以上 30,000,000 円以内 |
| 常務理事 | 18,000,000 円以上 24,000,000 円以内 |
| 理事 (学外) | 2,400,000 円以上 6,000,000 円以内 |
| 理事 (学内) | 1,800,000 円以上 4,800,000 円以内 |
| 監事 | 3,000,000 円以上 6,000,000 円以内 |